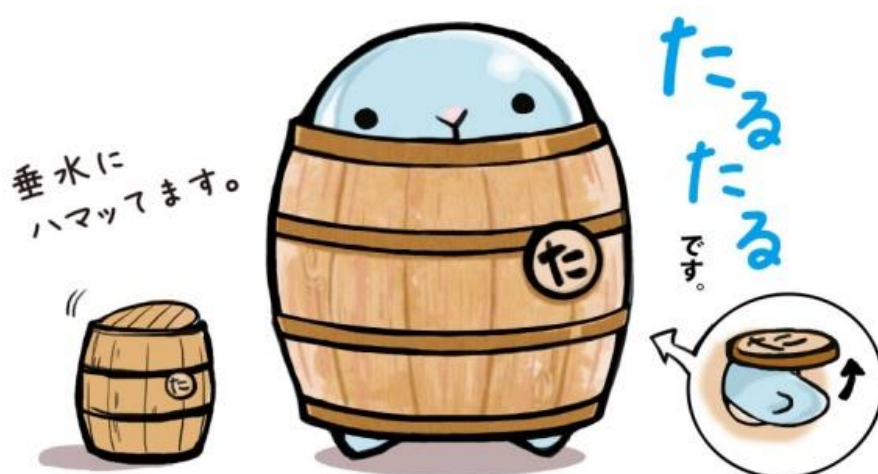


令和8年度
垂水市認定こども園・保育所等
利用申込みのご案内



垂水市 保健課

子どものための施設等利用給付認定及び施設等利用給付認定、保育所等の利用申込みについては、この案内書をよく読んで、申込みください。

目次

1. 子ども・子育て支援制度について.....	1
2. 支給認定（教育・保育給付認定）について.....	1
3. 支給認定の有効期間.....	3
4. 利用手続きの流れ.....	3
5. 支給認定申請及び保育所等利用の申込方法.....	4
6. 支給認定及び保育所等の利用に関する手続き.....	5
7. 副食費について.....	6
8. 預かり保育事業（施設等利用給付認定）について.....	6
9. 広域利用について.....	6
10. 退所・利用先変更・申込の取り下げについて.....	6
11. その他の注意事項について.....	7
12. 垂水市保育所等利用調整.....	8
13. 市内教育・保育施設一覧表.....	9



1. 子ども・子育て支援制度について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていく制度です。認定こども園や保育所等を利用する際に、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受け、市より認定証が交付されます。

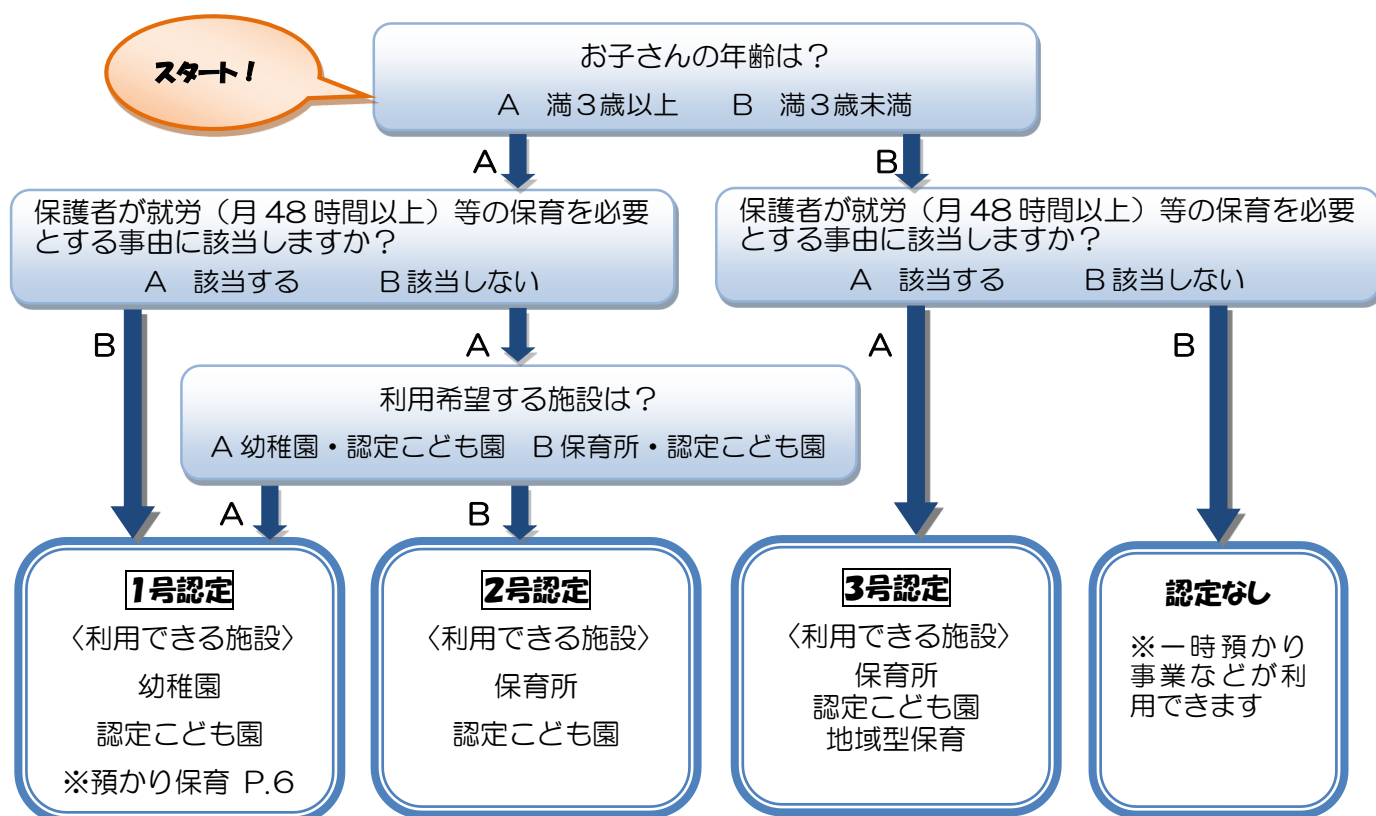
令和元年10月より子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化が開始しました。小学校就学前の3年間分（3歳児以上）の利用料を無償化することが基本的な考え方となっております。

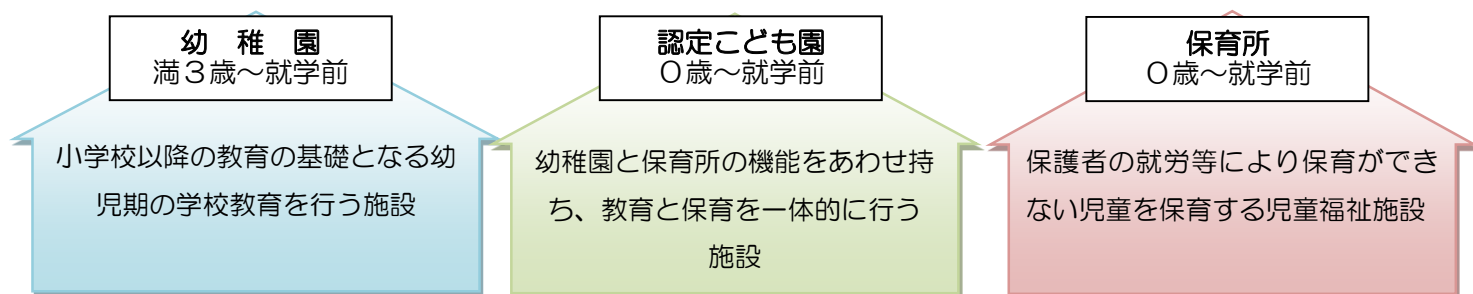
併せて、本市では令和6年4月より、0歳児から2歳児の保育料無料化（市独自）を実施しております。したがって、次の支給認定をうけた垂水市にお住まいの児童の保育料は無料となっております。

2. 支給認定（教育・保育給付認定）について

支給認定の区分は以下のとおりに分けられます。

支給認定区分	対象となる児童			利用できる施設等
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育標準時間認定 1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 （1日4時間を基本）	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
保育認定（3歳以上） 2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 （1日11時間を基本）	保育所 認定こども園（保育所部分）
保育認定（3歳未満） 3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 （1日8時間を基本）	保育所，地域型保育事業， 認定こども園（保育所部分）





●保育認定（2・3号）について

- ・保育認定については、保護者全員が「**保育を必要とする事由**」のいずれかに該当する場合に認定されます。

	保育を必要とする事由	保育必要量
1	就労（月 48 時間～120 時間未満）	短時間
	就労（月 120 時間以上）	標準時間
2	妊娠・出産	標準時間
3	疾病・障害	標準時間
4	介護・看護	標準時間又は短時間
5	災害復旧	標準時間
6	求職活動（起業準備）	短時間
7	就学・職業訓練（月 120 時間未満）	短時間
	就学・職業訓練（月 120 時間以上）	標準時間
8	育児休業に係る継続利用	短時間
9	育児休業に類するもの（自営業等の方が対象）	短時間
10	上記に類すると認められること	標準時間又は短時間

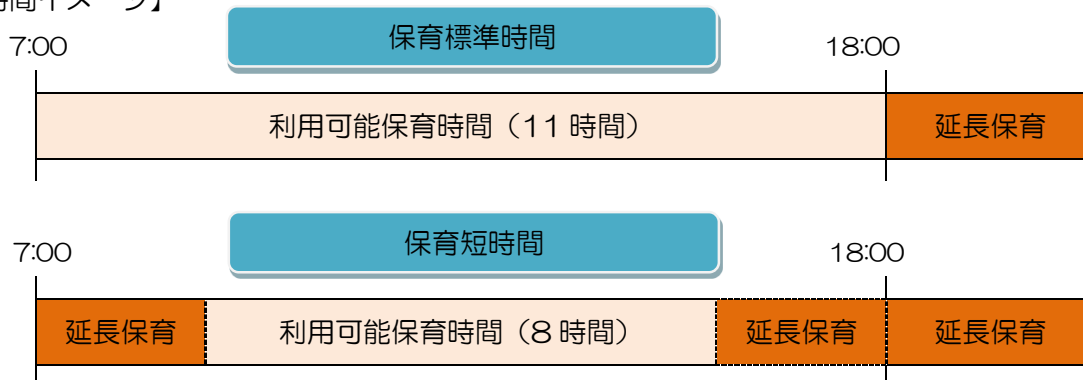
- ・保護者の就労時間等に応じて、保育を利用できる時間（保育必要量：**標準時間**と**短時間**）が区分されます。

保育必要量の区分	就労時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120 時間以上／月	11 時間／日（7 時～18 時）
保育短時間	48 時間以上 120 時間未満／月	8 時間／日（施設が定める時間帯）

○標準時間認定される方でも、短時間を希望される場合は、短時間で認定します。

○保育を利用できる時間を超えての利用は、延長保育の扱いとなります。

【利用時間イメージ】



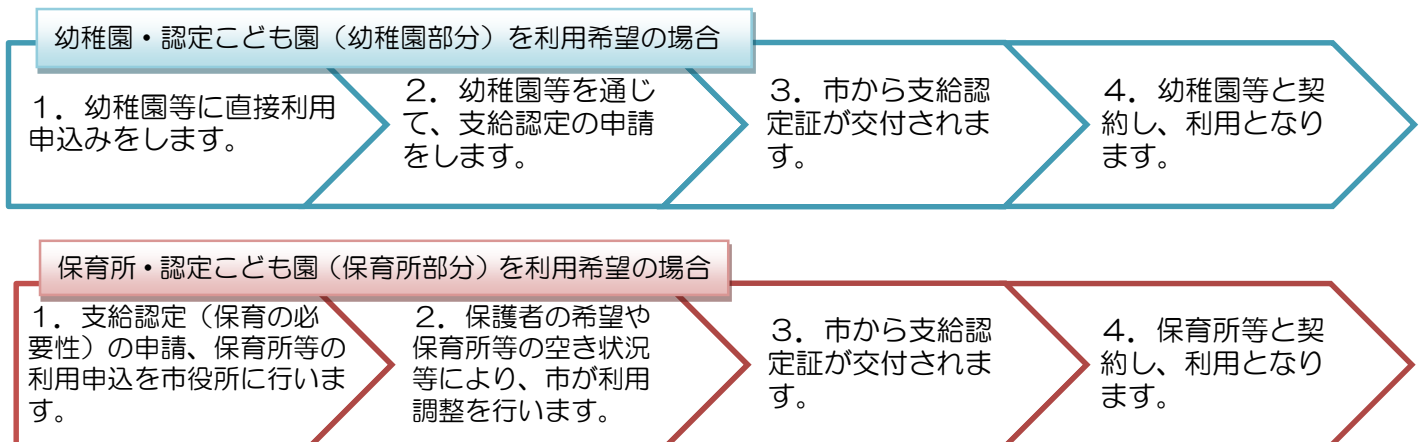
※延長保育の実施及び保育短時間の設定時間帯は施設によって異なります。

3. 支給認定の有効期間

区分	保育を必要とする事由	有効期間（利用可能期間）
1号認定 （満3歳以上）		子どもの小学校就学前まで
2号認定 （満3歳以上） ・ 3号認定 （満3歳未満）	就労 疾病・障害 介護・看護 災害復旧	2号認定：子どもの小学校就学前まで 3号認定：満3歳の誕生日の前日まで
	妊娠・出産	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 出産予定日から起算して8週間前から、出産日から8週間を経過した日の月末まで ※保護者の状況により、必要と認められる場合は最大産後6か月まで延長できます
	求職活動（起業準備含む）	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 90日間を経過する月の末日まで
	就学・職業訓練等	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 卒業予定日又は修了予定日の月末まで
	育児休業	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 出産した子の1歳の誕生日を迎える前日の月末まで
	その他	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前日まで） イ 市長が必要と認める期間

※ 保育を必要とする事由に該当しなくなった（仕事をやめた等）時点で有効期間は終了します。

4. 利用手続きの流れ



※ 新規入所の方や転園を希望される方は市役所へ提出して下さい。

※ 4月入所は申込が集中するため、審査に時間を要することから、結果は2月下旬以降に通知する予定です。

※ 継続入所の方は、現在利用中の施設等を通じて書類の配布や提出をします。

5. 支給認定申請及び保育所等利用の申込方法

(1) 対象児童

垂水市に住所を有する就学前児童です。垂水市外に居住している場合は、居住地の市町村へお申込みください。（詳しくはお住まいの市町村へお問い合わせください。）

(2) 申請に必要な書類

ア) すべての方が必要となる書類

区分	必要書類名
1号認定の場合	教育・保育給付に関する支給認定申請書（1号認定用）
2・3号認定の場合	①教育・保育給付に関する支給認定（現況）申請書兼保育所利用申込書（2・3号認定用）
	②保育の必要性に関する申告書

イ) 保育の必要性を証明する書類 〈保育認定を受ける方は必ず提出してください〉

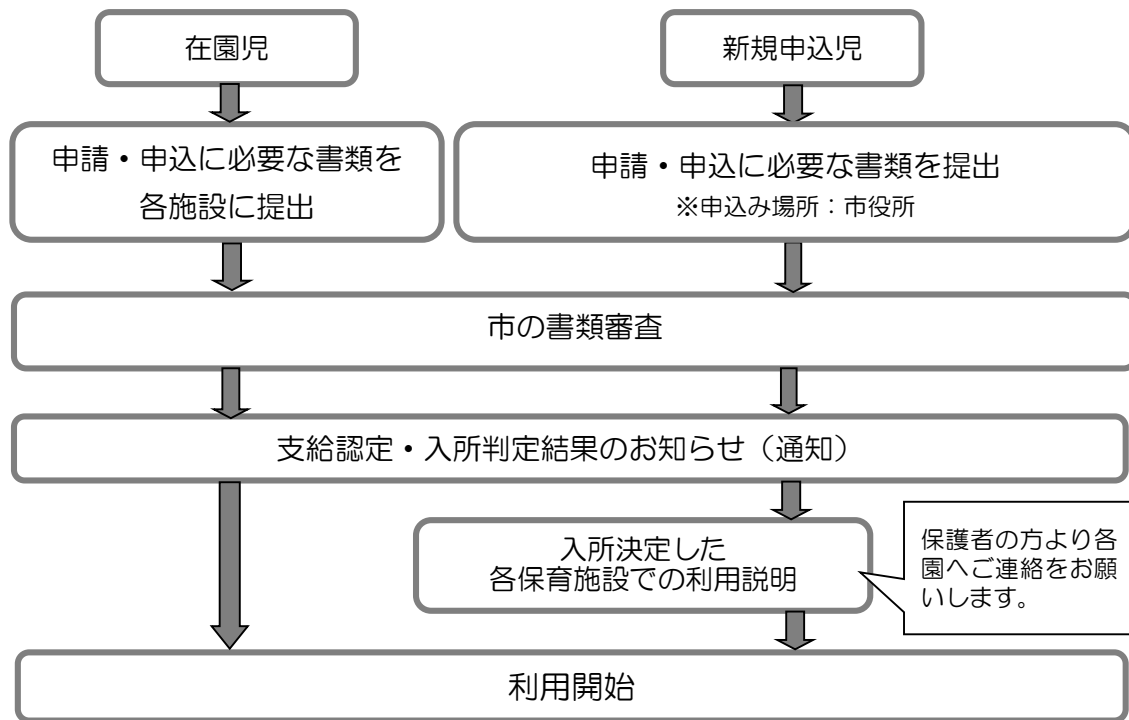
	保育の必要性の事由	必要書類名	備考
1	就労（被雇用者）	就労証明書	・両親とも必要 ・就労時間は必ず記入してあるか確認
	就労（自営業等）		
2	妊娠・出産	妊娠・出産に伴う入所願	・母子手帳写しを添付
3	疾病	医師の診断書	・診断書には、家庭で保育ができない理由や期間の記載が必要
4	障害	障害者手帳の写し	
5	介護・看護	申立書・医師の診断書・障害者手帳の写し等	・診断書には、家庭で保育ができない理由や期間の記載が必要
6	災害復旧	罹災証明書	
7	就学	在学証明書	・時間割やカリキュラムなどの就学時間がわかる書類を添付
8	職業訓練	在学証明書・入校通知書等	
9	求職中（起業準備）	求職期間中の入所願	・ハローワークカード等の写しを添付
10	育児休業	育児休業中の保育申立書 育児休業期間を証明する書類	・勤務先発行の辞令等の写し ・育児休業給付金の受給書類等
11	育児休業に類するもの	育児休業に類する保育申立書	・自営業の方が対象
12	その他	その他必要と認める書類	

ウ) 税額を証明する書類

平成30年10月9日よりマイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能となりました。なお、情報連携で未申告等の理由により課税情報が確認できない方は税を証明する書類を提出していただくことがあります。

また、生活保護を受給している世帯は、生活保護受給証明書の提出してください。

(3) 保育所・認定こども園（保育所部分）の申込みから利用まで



※ 認定こども園（幼稚園部分）の新規申込場所は各施設になります。

6. 支給認定及び保育所等の利用に関する手続き

支給認定を受けた方についての諸手続き

(1) 現況届

支給認定を受けている方を対象に、年に1回行います。家庭状況の変化の有無、保育の必要性の状況を確認させていただきます。現況届は次年度の保育所等入所申込みと同時に行います。

(2) 支給認定の変更

次の事項に変更が生じたときは、必ず「支給認定変更申請書」にて支給認定の変更を行ってください。

変更事項	どんなときに変更が必要なの？
保育の必要性の事由又は保育必要量	仕事を辞めた・仕事が変わった・就労時間が減った（増えた）場合など、保育が必要な状況に変化があったとき
支給認定区分（保育の希望の有無）	保育施設等を利用していない方（幼稚園等を利用中）が、保育所等の利用を希望するとき（1号→2号の変更を希望）

※ 支給認定の更新

満3歳未満の保育認定（3号認定）の子どもが満3歳に達したときは、満3歳以上の保育認定（2号認定）に更新し、新しい支給認定証を交付します。なお、手続きは不要です。

(3) 支給認定の取消し

支給認定有効期間中に、垂水市外に転出をした場合には、支給認定が取消となります。

(4) 支給認定証の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

7. 副食費について

副食費の徴収に関して、垂水市では、上限 4,500 円まで助成対象となります。上限を超える分については、施設からの実費徴収となりますので、直接施設にお問い合わせください。

支給認定区分（教育・保育給付認定）	徴収方法
1号認定	4,500 円を上回る費用については、施設からの実費徴収
2号認定（当該年度4月1日時点で満3歳の子ども）	

※3号認定（満3歳の誕生日から最初の3月31日までの間を含む）は、副食費の実費徴収はありません。

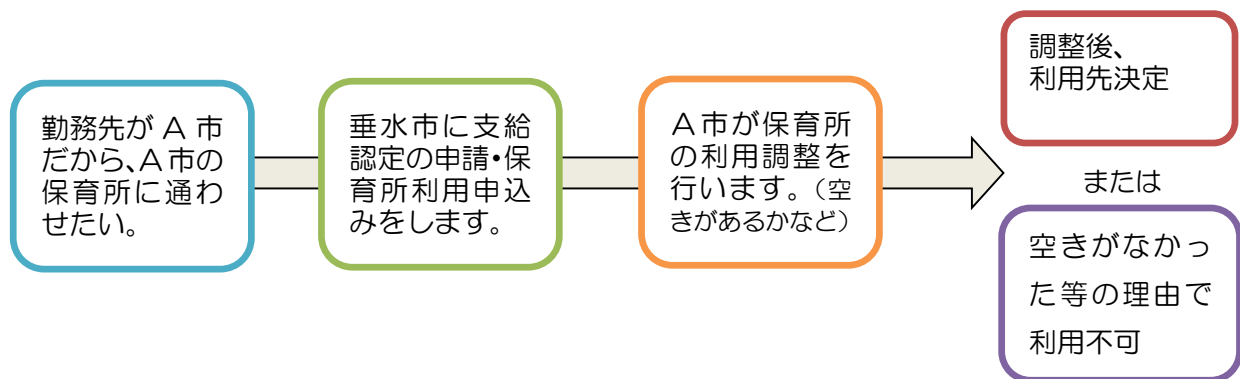
8. 預かり保育事業（施設等利用給付認定）について

預かり保育事業とは、認定こども園等（教育認定）を利用している園児が、教育時間の前後又は長期休業日等に利用する事業です。無償化の対象となるためには、別途申請書等が必要となりますので、申請希望の方はご相談ください。

9. 広域利用について

勤務地の都合や里帰り出産などの理由で、垂水市外の保育所等を希望される場合も、垂水市への支給認定及び利用申込みをしていただきます。広域利用を希望されるときは、お早めにご相談ください。

ただし、希望する保育所等を利用できるかの利用調整は、保育所等がある市町村がそれぞれの基準に基づいて実施することになっています。



10. 退所・利用先変更・申込の取り下げについて

（1）退所

利用中の保育所等を退所されるときは、退所日の1週間前までに「保育所等退所届」をご提出ください。また、その際には支給認定証を返還していただきますので、ご持参ください。

（2）利用先変更

利用中の保育所等から別の保育所等に転園されるときは、「保育所等退所届」により退所し、「保育所等利用申込書」にてお申込みください。

11. その他の注意事項について

○利用調整について

利用調整は、保護者の利用希望や状況を踏まえ、保育施設の定員や受入れ体制により行います。なお、保育施設の利用申込数が定員を超えた場合は、優先利用基準及び利用調整基準を参考にし、より「保育を必要とする」と判断される世帯を優先し決定します。

※次ページの基本点数表をご参照ください。

○障害を持つ児童について

心身に障害（の疑いがある）を有している児童については、集団保育が可能であると判断でき、保育所等と協議の上で入所を決定いたします。手帳の有無やサービスの受給状況に関わらず、申込時に必ずお知らせください。

○個人情報について

- ・各保育所等へ書類を提出されるときは、保育所にて記入漏れ等の確認を依頼することがあります。予めご了承ください。それを望まれない場合は、市役所まで直接ご提出ください。
- ・市役所からの通知書等は、各保育所等を経由して保護者の方にお渡しすることがあります。

12. 垂水市保育所等利用調整

定員を超えた利用希望があった場合、次の方法により利用調整を行い、決定することとする。

- ①申込のあった児童は、全て基本点数表に基づき、保育の必要性を点数化する。
- ②優先保育の基準に該当する世帯、点数の高い世帯順に利用決定をする。
- ③同点者がいる場合は、その他調整項目により利用決定をする。

(1) 優先保育の基準

1	垂水市ひとり親医療費助成制度の対象となるひとり親世帯
2	生活保護受給世帯のうち、自立が見込まれる世帯
3	世帯の生計中心者が失業し、速やかに就労しなければならない世帯
4	虐待のおそれやその他社会的養護が必要である状態
5	児童が障害を有していること
6	保護者が育児休業から復職（予定）であること
7	兄弟姉妹が既に保育所等を利用していること
8	地域型保育事業による保育を受けていたこと

(2) 基本点数表

保育を必要とする理由及び保護者の状況			点数	
			父	母
就労	被雇用者 ・常勤 ・パート等	月に 160 時間以上	10	10
		月に 120 時間以上	9	9
		月に 80 時間以上	8	8
		月に 48 時間以上	7	7
	自営業	月に 160 時間以上	9	9
		月に 120 時間以上	8	8
		月に 80 時間以上	7	7
		月に 48 時間以上	6	6
	内職その他		5	5
妊娠・出産（産前・産後期間中）				10
疾病・障害	疾病	長期入院又は常時寝たきりの状態	10	10
		常時安静を要し、保育が困難な状態	8	8
		上記以外で、保育が困難と認められる状態	6	6
	障害	手帳（身体:1,2 級、療育:A、精神:1 級程度）に該当する	9	9
		手帳（身体:3,4 級、療育:B、精神:2,3 級程度）に該当する	7	7
		上記以外で、保育が困難と認められる状態	6	6
介護・看護	居宅外	子の入院等に常時付き添っている	10	10
		子以外の親族の入院等に常時付き添っている	8	8
	居宅内	子を常時介護・看護している	10	10
		子以外の親族を常時介護・看護している	7	7
災害復旧（震災、風水害、火災等の復旧に当たっている）			10	10
就学・職業訓練			就労に準ずる	
育児休業中の継続利用（既に保育を利用している子がおり、継続入所を希望する）			7	7
育児休業に類するもの（既に保育を利用している子がおり、継続入所を希望する）			6	6
求職活動			5	5
その他 調整基準	希望順位	保育所等の利用希望順位が高い世帯	+1	
	年齢	当該児童の年齢が高い世帯	+2	
	祖父母等	祖父母等の親族から保育を受けることができる世帯	-1～ -3	
	申込時期	申込の早い世帯	+1	

13. 市内教育・保育施設一覧表

地区	区分	施設名	所在地・電話番号	定員	開所時間	特別 保育	送迎 バス
中央	保育所	慈恩保育園	垂水市本町 68 0994-32-0007	40 名	【標準時間】 7:00～18:00 【短時間】 8:00～16:00	★延長保育 (～19:00) ★一時預かり	なし
柊原	認定こども園	さざなみ保育園	垂水市柊原 3377 0994-35-2661	60 名	【標準時間】 7:00～18:00 【短時間】 8:30～16:30 【教育時間】 9:00～13:00	★延長保育 (～19:00) ★一時預かり ★預かり保育	あり
水之上	認定こども園	認定水之上 こども園	垂水市本城 1358-2 0994-32-5976	45 名	【標準時間】 7:00～18:00 【短時間】 8:30～16:30 【教育時間】 9:00～13:00	★延長保育 (～18:30) ★一時預かり ★預かり保育	あり
新城	認定こども園	新城こども園	垂水市新城 280-4 0994-35-3651	45 名	【標準時間】 7:00～18:00 【短時間】 8:30～16:30 【教育時間】 9:00～13:00	★延長保育 (～18:30) ★一時預かり ★預かり保育	あり
中央	認定こども園	カトリック 垂水幼稚園	垂水市田神 2267 0994-32-0138	85 名	【標準時間】 7:00～18:00 【短時間】 8:00～16:00 【教育時間】 9:00～14:30	★延長保育 (～19:00) ★一時預かり ★預かり保育	あり
協和	幼稚園	江ノ島幼稚園	垂水市中俣 375 0994-32-4052	45 名	【教育時間】 8:00～15:40	★一時預かり ★預かり保育	あり

園の見学は、随時行っていますので、見学を希望の方はまず園へご連絡を！

定員・時間は変更になる場合があります。

◎問い合わせ先

垂水市役所保健課子育て支援係

TEL：0994-32-1111（内線 124）